

モ
リ
川

2022
No.92



本区概要
(令和4年4月現在)
受益面積 6,483.8 ha
組合員数 1,791人

六ヶ瀬・瀬場砂防堰堤

〈 目 次 〉

理事長あいさつ	2
令和4年 通常総代会開催	3
令和4年度 主な事業一覧	4
令和4年度 予算	5
令和4年度 賦課金納入について	6
水・土・里ネット掲示板	7~10
(改良区からのお知らせ)	

管内の用水状況が 確認できます

アクセスは下のQRコードより
お願い致します



理事長あいさつ



理事長

田澤伸一

さて 現在 ロシアのウクライナ侵略により世界規模で資材不足に陥っている一方、アメリカが自国のインフレを抑えるためドルの利上げをしたため急激な円安を引き起こし輸入資材（肥料や飼料等）が高騰しています。このままでは営農を継続できないという農家の悲鳴も聞かれます。報道によれば農事用電力料金に関しても、揚水ポンプの電気料が高騰して賦課金をして参る所存です。

臓した分について農業の公益的機能を考慮し公的な支援を考えてもう必要があります。農家が営農停止に追い込まれれば食料の生産ができず国家として食料安全保障上の問題に直面します。なお、本区としては、あらゆる支出の再検討を徹底して実施し、農家組合員の負担軽減を図るとともに、必要に応じて基金を活用してでも現状の賦課金を維持

盛夏の候、組合員各位に
おかげましては益々ご健勝
の事とお慶び申し上げます。
また、日頃より本区の業務
運営並びに事業推進につき
まして多大なるご理解とご
協力を賜り、心より感謝申
し上げます。

上げなければ経営が厳しく、状況の土地改良区もあること。しかし、米価が低迷している現在、賦課金を

併し本日の運営は当方
せていただきます。

今年度本図で実施予定の

農業資材や農事用電力が高騰してもそれに対応した補償制度がない現状では、高騰した分について農業の公益的機能を考慮し公的な支

事業について申し上げます。

「国営かんがい排水事業
最上川下流左岸地区」では、
老朽化した排水施設の機能

ンフレを抑えるためドルの利上げをしたため急激な円安を引き起こし輸入資材

追い込まれれば食料の生産
ができず国家として食料安
全保障上の問題に直面しま
す。なお、本区としては、

あらゆる支出の再検討を徹底して実施し、農家組合員の負担軽減を図るとともに、必要に応じて基金を活用し

さらには幹線排水路5路線の改修を進めております。これらの施設が完成すれば排水能力は現在の約2倍になります。毒蛇・中央排水機場は令和5年4月の稼働に向け整備を行つております。

「県営農地整備事業」では

「県営農業水利施設等保全高度化事業特別型（農地集積促進型）」では、令和元年度に事業採択された「長沼堰、町堰、廿六木堰」の3地区について引き続き改修工事を実施して参りま

「県営水利施設整備事業」は受益面積が五〇〇㌶未満のため国営事業に該当しなかつた、「上堰・八力村堰地区」、「吉田新堀西野地区」の2地区で引き続き県営事業による改修工事を実

また、管内の排水整備水準を同一にするため、国営事業に組み入れられなかつた区域の整備を図る「県営最上川下流左岸（京田川）地区」の事業が採択され、家根合地区と西袋地区に排水機場を新設することになつた。

水利権に関しては、長年
関係機関に働きかけて参り
ましたが、今年度より本区
の要望が認められ、10日間

す。今年度は、新たに大和排水機場における土木工事の施工とポンプ設備工事を着手する予定です。

て完了した「常万地区」において、今年度から「地下
かんがい工」「調整池工」等の工事を実施する予定で
す。「西興野地区」では今
年度から面工事に着手して
おり、今後複数年かけて整
備を進めて参ります。「狩
川東部地区」については県



令和4年 通常総代会開催

去る令和4年3月22日、令和4年通常総代会が本区和室棟大会議室において開催されました。総代現数54名のうち51名が出席し、議長に立川地区選出の大瀧茂総代が指名され、田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され全議案とも原案通り承認、可決されました。

【令和3年度】

報告事項

報告第1号 監査報告について

議決事項

総議第13号 農村地域防災減災事業（ため池整備事業）五斗畠地区の計画変更について

総議第14号 令和3年度 県営西興野地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金の変更について

総議第15号 令和3年度 最上川土地改良区費収入支出第1回補正予算について

【令和4年度】

承認事項

総認第1号 最上川土地改良区職員給与額及び支給規程の一部改正について

総認第2号 最上川土地改良区会計細則の一部改正について

議決事項

総議第1号 最上川土地改良区規約の一部改正について

総議第2号 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)最上川下流左岸(京田川)地区的実施について

総議第3号 令和4年度 県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第4号 令和4年度 県営西興野地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第5号 令和4年度 賦課金徴収方法について

総議第6号 令和4年度 地区除外決済金の基準について

総議第7号 令和4年度 最上川土地改良区費収入支出予算について



議長の大瀧茂総代



質問する池田一裕総代

令和4年度 主な事業一覧

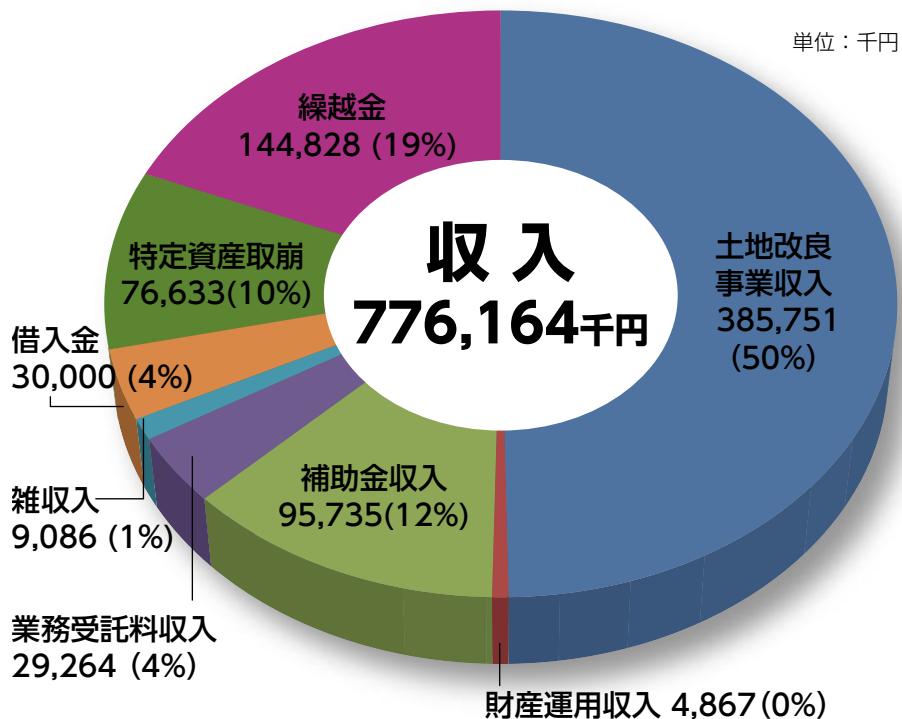
事業名	地区	総事業費 (百万円)	予定期	対象施設及び予定工事箇所
国営かんがい排水事業	最上川下流左岸地区	16,100	H29年度～	排水機場（改修5箇所、新設1箇所）、排水路等（5.6km）、水管理施設（一式）
県営水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	上堰八力村堰地区	1,241	H25～R4	上堰（3,925m）、八力村堰（1,579m）
県営水利施設等 保全高度化事業 (農地集積促進型)	町堰地区	550	R元～R8	町堰（1,719m）、西野第二揚水機（電気設備）、宮曾根揚水機（電気設備）、同組堰（661m）
	甘六木堰地区	130	R元～R5	甘六木堰（851.1m）、末端放流施設（転倒ゲート）
	長沼堰地区	551.7	R元～R8	長沼堰（5,489.3m）、長沼第五揚水機（改修）、十文字堰（1,102.1m）
県営農村地域 防災減災事業 (用排水施設等 整備事業)	京田川地区 (長沼地区)	593.6	H26～R5	勝楽塚排水路、長沼排水路（排水機）
	最上川下流左岸 (京田川) 地区	1260	R4～R11	排水機場（新設3箇所）
県営農地整備事業 (経営体育成型)	常万地区	2,447	H28～R7	対象面積：115.7ha 標準区画 200m × 50m = 1.0ha、 パイプライン、地下排水路、 地下かんがい（暗渠排水）
	西興野地区	923	R元～R10	対象面積：47.0ha 標準区画 200m × 60m、 パイプライン、地下排水路、 地下かんがい（暗渠排水）
基幹水利施設管理事業	最上川下流地区	25.74 (本年度)	H14～	北楯頭首工、北楯大堰、最上川取水口、 東興野揚水機場、中央管理所
農業基盤整備促進事業	最上川2地区	90	R3～R5	溝畔整備（吉田幹線、宮曾根排水路、京島排水路、 西野排水路、山出川排水路、新余目堰、 添津排水路、山崎排水路、大和排水路）、 新堀除塵機整備
地域農業水利施設 ストックマネジメント 事業	最上川2地区	62	R4～R6	落野目第二揚水機、 十六合第一・第二・第四揚水機、 三郷原揚水機、荒鍋揚水機、新堀揚水機

詳しくお知りになりたい方はHPをご覧ください
<http://www.mtsn-mogamigawa.jp>

右のQRコードからもアクセス可能です→



令和4年度 予算

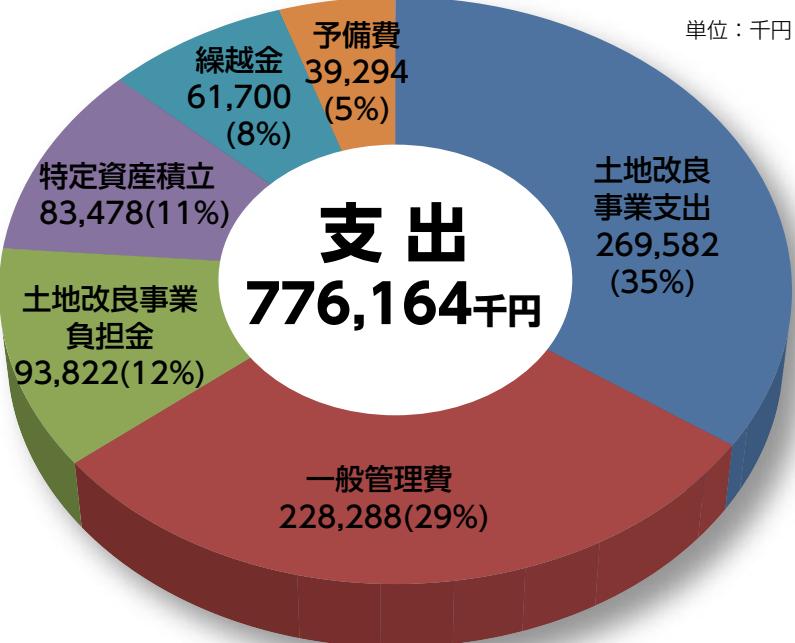


収入(財源) (単位:千円)	
土地改良事業収入	385,751
経常賦課金	373,956
特別賦課金	10,824
決済金	971
財産運用収入	4,867
補助金収入	95,735
業務受託料収入	29,264
雑収入	9,086
借入金	30,000
特定資産取崩	76,633
繰越金	144,828
合計	776,164

※1 事業に対する国県市町からの補助金

※2 ほ場整備事業(簡易整備含)地元負担金の借入金

※3 積立基金からの繰入



支出(費用) (単位:千円)	
土地改良事業支出	269,582
維持管理費	173,876
事業費	61,775
受託業務費	33,931
一般管理費	228,288
運営事務費	213,128
事務所費	15,160
土地改良事業負担金	93,822
県営水利施設整備事業等	18,233
基幹水利事業	4,944
ほ場整備事業	30,000
借入金返済	40,645
特定資産積立	83,478
繰越金	61,700
予備費	39,294
合計	776,164

※1 現在実施している県営事業の負担金や国営事業の将来負担金の積立等

※2 次年度の賦課金が入るまでの運営資金



予算のポイント

○前年度比73百万円の増額

補助事業(集積促進費)を活用した土地改良事業地元負担金の繰上償還や、積立基金から充当する職員退職金(3名分)を計上したことが主な要因となります。

令和4年度 賦課金納入について

令和4年度、賦課金は次の通りです。これは令和4年3月22日に開催された通常総代会で議決されたものです。

賦課金、納入期限、賦課期日

賦課種別		賦課金 (10a当たり)	納入期限	賦課期日
一般	第1期	3,400円	令和4年7月15日	令和4年4月1日
	第2期	2,100円	令和4年11月15日	
十六合地区維持管理		2,500円		
家根合地区維持管理		2,500円	令和4年7月15日	
常万地区維持管理		3,000円		
県ぼ家根合地区特別賦課金		4,200円		
県ぼ常万地区特別賦課金		3,500円	令和4年11月15日	
県ぼ西興野地区特別賦課金		4,000円		

賦課金の口座振替日

第1期 (納入期限 令和4年7月15日)	第2期 (納入期限 令和4年11月15日)
令和4年7月5日	令和4年11月7日
令和4年7月15日	令和4年11月15日

※ 賦課金の納入が遅れますと
年利10.95%の延滞金が
課せられます。
期限までの納入をお願い
いたします。

※上記口座振替日に農協口座より振替させていただきます。

令和3年度より口座振替分の領収証の発行を廃止させて頂いております。詳しくは裏面をご覧ください。

県営ほ場整備事業年度別特別賦課金(計画)

工区・地区 年度	家根合	摘要
R4 R8	4,200円	
R9	2,600円	完了

※賦課金の額は補助金額の変更等により変わることがあります。

※借入金は各工区・地区の責任で返済しております。
滞納しないようお願いします。

※常万・西興野地区農地整備事業については、農用地集団化の実績に基づく促進費の交付状況により、支払い計画が確定しますので、決まり次第お知らせします。

令和4年度 地区除外決済金の基準について

	①全地区 共通決済金	②各地区維持管理費 将来負担決済金	③各県営事業地区毎決済金 (償還残金、残事業費等)	合計	付記
(ア) (イ)～(カ) 以外の土地	84,166円			84,166円	
(イ) 十六合		63,776円		147,942円	
(ウ) 家根合		47,325円		131,491円	圃場整備実施地区内 償還済の土地
(エ) 家根合		47,325円	18,671円	150,162円	圃場整備実施地区内 未償還の土地
(オ) 常万			180,130円	264,296円	圃場整備実施地区
(カ) 西興野			160,009円	244,175円	圃場整備実施地区

水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をしてください！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき



『組合員資格得喪通知書』

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載された賦課地積に応じて負担します。移動等がありましたら速やかに『届出』をお願いします。遅れると当事者間(貸手、借手)での清算となりますので御承知願います。

※賦課金とは、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

組合員資格得喪通知書			
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。			
現資格者	氏名	京田川 太郎	印
新資格者	氏名	最上川 一郎	印
最上川土地改良区 理事長 田澤伸一 殿			
1. 資格得喪対象の土地			
市・町	大字	字	地番 地目 用途 地積 m ²
酒田市	木川	梵天	76 田 田 231
酒田市	木川	梵天	77 田 田 3,245

【届出用紙記入例】

公共機関(市町村、農業委員会、法務局等)、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出(台帳等の修正の為)が必要となります。

- ◎ 田を転用する時
- ◎ 田を畑として利用する時
- ◎ 田が公共事業などで買収される時



『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、台帳から除外できない為、従来通り賦課金を支払うことになりますので注意してください。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

水利権の変更について

令和4年度から代掻き期間が前後5日間延長されました。
4/26～5/5(10日間)⇒4/21～5/10(20日間)となります。

本区の一戸当たりの耕作面積は年々広がり、現状の水利権では実態に合わなくなってきた為、代掻き用水期間の延長について関係機関と長年協議を行ってきました。そして今年の春ようやくその同意を得ることができました。

更新後初めてとなる今春の用水状況は、適度な降雨と好天に恵まれ、概ね順調なスタートを切りました。また、5月4日には最上川の河川水位の低下に伴い国土交通省より「さみだれ大堰」を起立して頂き、田植えの最盛期を終えるまで安定した用水供給を行うことができました。

水利権一覧表

河川名	施設名	期別 ←農業用水期間→				年間総取水量	摘要
		非灌漑期 (点検用水) <small>4月16日～4月20日 (5日間)</small>	代掻き期 <small>4月21日～5月10日 (20日間)</small>	普通期 <small>5月11日～9月15日</small>	非灌漑期 <small>9月16日～翌年4月15日</small>		
最上川	最上川取水口	m ³ /s 0.964	m ³ /s 11.695	m ³ /s 13.925	m ³ /s —	千m ³ 139,840	許可水利権
立谷沢川	北楯頭首工	(1.775)	9.199	1.799	1.775	—	許可水利権
	計	2.739	20.894	15.724	1.775		

田澤伸一理事長 農村振興技術連盟大賞受賞

本区の田澤伸一理事長が農村振興技術連盟大賞を受賞されました。

この賞は、土地改良区などの様々な舞台の第一線で活躍され、連盟活動に顕著な功績のあった方々に贈られるものです。当理事長は令和2年度受賞者であり、コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、令和3年度受賞者と合同で授賞式が行われました。



令和4年4月27日(水) 東京：農業土木会館にて

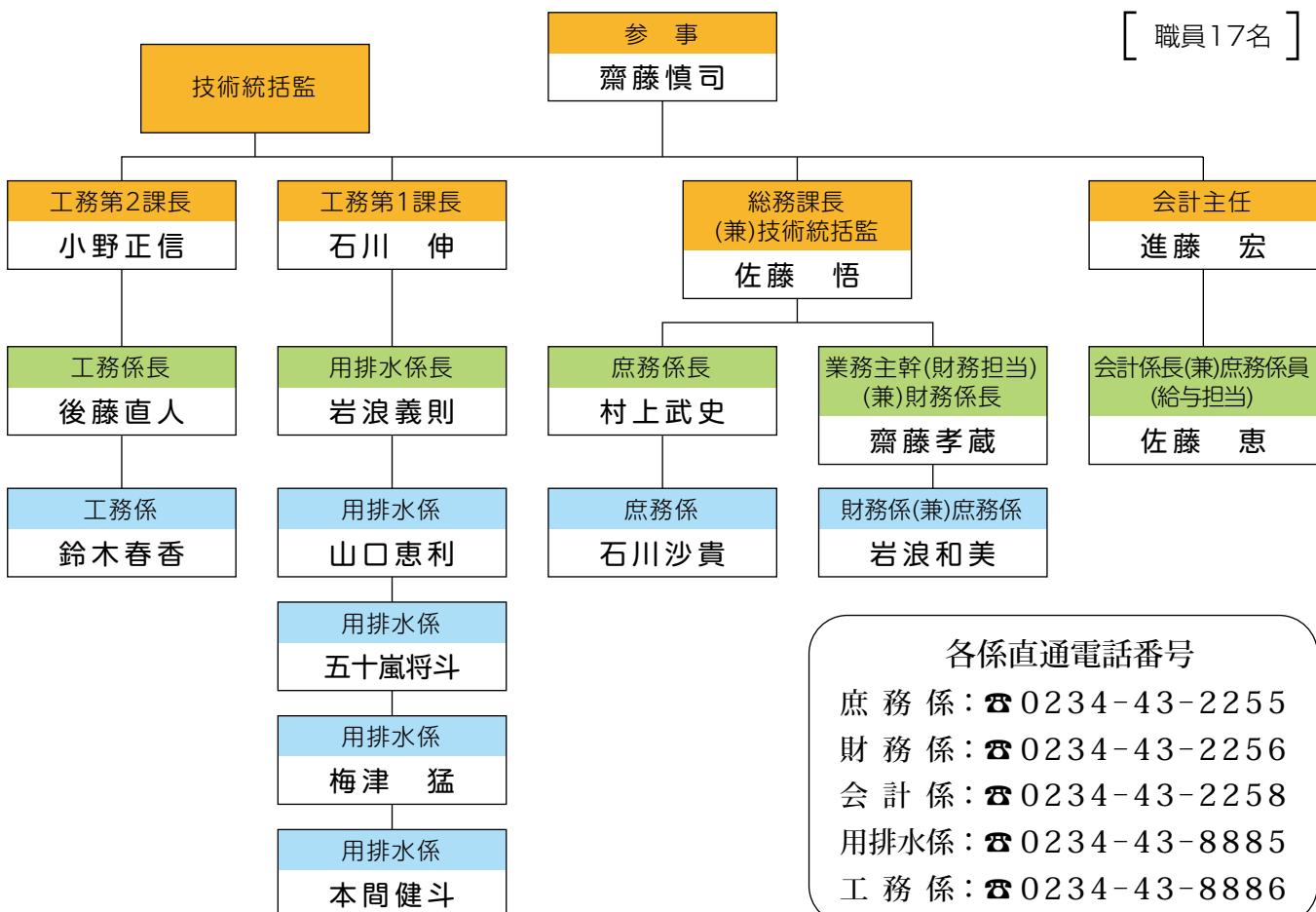
おめでとうございます！

略歴

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 平成15年4月 | 最上川土地改良区総代 |
| 平成15年5月 | 最上川土地改良区 理事就任
同日理事長就任 現在に至る |
| 平成19年4月 | 山形県土地改良事業団体連合会
理事 |
| 平成19年4月 | 山形県土地改良事業団体連合会
庄内支部理事 |
| 平成31年2月 | 山形県土地改良事業団体連合会
庄内支部長 |
| 令和2年3月 | 山形県土地改良事業団体連合会
北庄内支部長 |

令和4年度 職員配置図

(令和4年4月1日現在)



新規職員紹介



令和4年4月1日付

新採 本間 健斗さん

配属: 工務第1課 用排水係

令和5年度採用 施設管理員募集

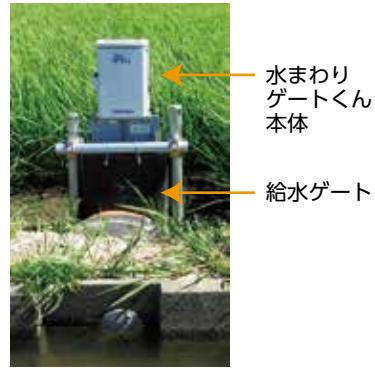
経験のある方・ない方問わず、元気な方の応募をお待ちしております！

- 募集人員 : 若干名
 応募資格 : 最上川土地改良区管内に在住で概ね67歳までの健康な方
 勤務内容 : 水路看視業務及び揚排水機運転業務
 受付期間 : 令和5年1月31日(火)まで
 提出書類 : 履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
 賃金 : 日額 7,520円
 採用時期 : 令和5年4月中旬～令和5年9月中旬又は11月下旬



高田麦地区における自動給水設備導入実証調査の紹介

令和4年6月から8月にかけて、山形県によるスマート農業技術導入実証調査の一環で、庄内町高田麦地区の開水路のほ場内に、自動給水設備「水まわりゲートくん」を設置しております（調査終了後に撤去）。これは、スマート農業技術を実際に生産現場へ導入し、水管理の省力化について検証するものです。当該機器は、パソコンやスマホで遠隔によって給水ゲートの開閉が可能で、また、画面上で給水する日時や水位設定を行い、自動で給水することもできます。協力頂いている耕作者の方から聞きとりしたところ、大変便利で水管理労力の軽減が確実に図られているとの声を頂いております。



賦課金の口座振替領収証発行の廃止について

**賦課金を口座振替の方法で納付して頂いている組合員の皆様について
令和3年度より領収証の発行を廃止しております。**

*確定申告の際には、毎年6月にお送りしている賦課金通知書と通帳を照合して納付したことを確認できるため、問題はございません。

*経費削減の一環として取り組ませて頂くものでございます。何卒、ご理解のほど宜しくお願い致します。



領収証に関するお問い合わせは総務課財務係までお願ひいたします。

総務課財務係(直通) : ☎ 0234-43-2256

水路・ため池等転落防止について

8月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。この期間は夏の暑さによる体調不良や気の緩みにより、例年、水難事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学校や幼稚園への指導要請を行っているところですが、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願い致します。



第2回 草刈実施期間

本区管理施設、第2回草刈実施期間は以下の予定です。

**令和4年9月1日(木)から
令和4年9月15日(木)まで**



**皆さまからのご意見・
ご要望がございましたら
お寄せください**

✉ info@mtsn-mogamigawa.jp
FAX 0234-43-2257

ホームページのお問い合わせからも送信できます